

# 中国新聞・中国新聞社の戦前と戦後

小池 聖一

## はじめに

戦中期の統制下、地方新聞社は、一県一紙の政策により、発行部数をのぼし、さらに共販制度の採用により、安定的な経営を獲得した。一方で、事前検閲と紙の配給により、頁数は、削減の一途をたどっていった。すなわち、地方新聞社において社長以下の経営陣は、統制下、安定した経営環境を享受し、記者は「書けない」ことに大きな不満をもったのである。これに対して、戦後・占領期、GHQ（連合国総司令部）・占領軍によって与えられた民主化・「言論の自由」のもと、新聞は、紙幅も増えたことで「書けない」という不満が随分と解消された。反対に経営体としての新聞社は、占領政策であった民主化との関係から不安定化した。GHQによってもたらされた「言論の自由」は、戦争との関係・すなわち戦争責任の問題を新聞社経営陣にも該当させたためである<sup>(1)</sup>。

戦前と戦後の連続と不連続という観点から、新聞社・報道機関をみれば、同盟通信社を例外として、多くの新聞社が連続して存在した。しかし、経営の主体という観点では、ゆらぎが生じた。また、経営の安定という点でも、当初から保証されたものではなかったのである。一方、新聞および記者の立場からみれば、与えられたとはいえ「言論の自由」が限定的にでも認められたことは、戦前との断絶を意味していた。しかし、地方の新聞・記者にとっても事前と事後の違いはあるものの「検閲」は<sup>(2)</sup>、戦前・戦後を連続して存在したのであった。

本報告書が対象とする中国新聞も、上記のような地方紙一般と同じような足跡をたどったが、1945年（昭和20年）8月6日午前8時15分の原子爆弾投下によって壊滅的な打撃を受けたため、戦後の歩みも他の新聞社とは違うものとなった。

分析に入る前に、まず、中国新聞について概観しておくこととする。中国新聞は、広島県を中心に、山口県、島根県、岡山県の一部で発行、販売されている地方・準ブロック紙である。創刊は、1892年（明治25年）5月5日に日刊「中國」として発行され（編集人は創設者の一人、山本三朗）、1908年（明治41年）、紙齢が5,000号を機に題字を「中國新聞」と改め、今日に至っている。

中国新聞は、30%以上の株式を保有する筆頭株主としてRCC（中国放送）を傘下に置き、政治・経済および広島を中心とした文化・スポーツ・イベント（ひろしまフラワーフェスティバル等）に大きな影響力を有する総合メディア機関である。

記事の中心は、広島県・広島市であり、企業・経済では、自動車・マツダに関する記事が詳しいとの定評がある。だが、それ以上に、本報告書の中心である原爆および平和に関する記事については、現在、2008年、ボーン・上田記念国際記者賞（1995年（平成7年））および日本記者クラブ賞（2003年）を受賞した田城明（中国新聞社特別論説委員）を中心としたヒロシマ平和メディアセンターを中国新聞社内に設置するほど全社あげて取り組んでいる点に特色がある（これ以外でも、暴力団追放キャンペーン（広島は暴力団の抗争が激しかった）が有名であった）。最近では、2008年9月1日の福田康夫首相による退陣表明記者会見において、立花隆も評価したとされる福田首相の「他人事のようにというふうにあなたはおっしゃったけれども、私は自分自身を客観的に見る事ができるんです。あなたと違うんです」との流行語大賞にもノミネートされた発言（福田康夫氏が辞退）を引き出したのも、「総理の会見が国民からは他人事のように聞こえる」と質問した中国新聞社の記者であった。

今日、新聞は、メディア王としての地位を失いつつあるが<sup>(3)</sup>、本報告書で対象とする戦後・占領期において報道の信頼性および報道の速報性でも、当時の国民にとってラジオと並ぶ唯一のマスメディアとして機能

する絶対的なメディアの王であった。しかし、メディア王としての立場は、戦前・戦後を通じてどのように維持・確立され、その内実がいかなるものであったのだろうか。本稿の目的は、中国新聞・中国新聞社における戦前・戦後の連続と非連続を明らかにする。

なお、中国新聞・中国新聞社については、メディアとしての中国新聞と経営主体である中国新聞社を分けて考察する。

## 1. 中国新聞・中国新聞社の「戦前」と「原爆」

### (1) 中国新聞・中国新聞社の「戦前」

中国新聞は、戦時期に発展した新聞である。特に顕著となるのが、初代社長の山本三朗の死後、副社長であった養嗣子の山本実一が第二代社長に就任してからであった。東京帝国大学農科大学出身の山本実一社長は、1916年（大正5年）、中国新聞社に入社、1918年、副社長に就任して、現業部門を担当し、紙面の刷新、社内機構の整備、設備の改善等、中国新聞社の近代化をすすめた。社長就任後は、日本新聞協会理事、日本新聞聯盟監事、日本新聞会常任評議員などを兼任した。後に、公職追放の理由となったが、1940年（昭和15年）、大政翼賛会広島県支部が設置されると顧問常務委員となり、1942年、大政翼賛会広島県支部協会議長となっている<sup>(4)</sup>。

山本実一社長のもとで中国新聞は、広島経済圏である岩国から、柳井、徳山、さらに、1933年から防府へと、西の山口県に販売網を拡大していった。一県一紙体制となって廃刊となったが、中国防長新聞を発刊していた。さらに、呉市と海軍呉鎮守府を対象とする「呉新聞」も傘下に有していた（呉新聞も呉市の地方紙を統合したもの）。1935年10月26日には、経営難に陥っていたライバル紙・芸備日日新聞社を吸収して勢力を拡大したのであった。中国新聞社は、1936年5月14日、航空部を新設。新聞自体も同年10月1日からは、朝夕刊14ページ建て（朝刊8ページ、昼刊2ページ、夕刊4ページ）に拡大したのであった。

この間、山本実一社長は、基本的に前社長の幹部を引き継ぎつつ、1936年4月に理事制を、1939年4月から論説委員制を導入した。1940年10月5日には、主査制を導入、営業局を業務局に改称し、理事の下に参事と副参事の特別身分制を新設し、大幅な人事異動を行った。1943年4月1日には文化局を新設し、実一の長男、山本利が初代局長に就任している。

中国新聞の販路が拡大した理由は、熱心な戦争報道にもあった。1931年の満州事変では、紙幅を増やし、日曜にも夕刊を発行するなどして戦況を伝え、第五師団の一部が天津・北平（北京）に出動すると軍事記者とカメラマンを特派している。さらに、1940年、中国新聞社は、陸軍報道部および広島の篠原部隊の支援をえて特設映画班を編成。第五師団の北部仏印進駐を撮影し、「郷土部隊仏印進駐譜」として公開。また、全国に向けて、ラジオ中継を行い、新世紀映画社「仏印進駐」として配給している。その後も第五師団の行動とともに記者を特派したのであった。

この間、新聞用紙の配給が日中戦争開始時より削減され、12ページ建てとなり（朝刊8ページ、夕刊4ページ）、1940年8月7日には、朝刊6ページ・夕刊4ページの10ページ建てに、1941年7月1日からは、朝刊4ページ・夕刊4ページの8ページ建てとなった。同年10月8日から週二回2ページとなった夕刊は、1944年3月6日に全国一斉に廃止となった。1944年11月1日からは、さらに、朝刊2ページ、週14ページに圧縮されたのであった。言論統制の存在は、記者にとって苦痛であった。記者には、掲載禁止事項とその解釈をしめす極秘の通達がたびたび配布された。このため1942年3月から、取材研究会が開かれ、錬成会が1943年5月から恒常的に開かれた。

一方、中国新聞の発行部数は、増えつづけ、1916年に公称4万部（実数は、3万4千～5千部）となった。その後、昭和初期、発行部数は増えなかったものの、日本新聞聯盟の結成に伴う、1941年12月1日の新聞

共同販売組合結成時には、10万7千～8千部と倍増した。この間、1936年段階で1200社あったとされる新聞社は、一県一紙体制のもと、1942年10月1日段階で54紙に統合されたのであった。中国新聞社は、このうちの2紙を有していたのである。そして、1944年4月21日からは、持分合同によって、地方紙一本に統合されて一県一紙が実現した。これにより、中国新聞社の発行部数は、38万部に膨れ上がったのである。

すなわち、中国新聞社にとっての戦前・戦中期とは、一県一紙のもとライバルを持たず競争も存在しないなかで、ブロック紙として販売地域と発行部数を伸ばし、安定的な事業拡大をおこなった時期であった。この中心は、二代目社長の山本実一であった。山本実一は、中国新聞社の近代化に尽力しつつ、戦争の拡大とともに中国新聞の販路を拡大していった。中国新聞社経営の安定・拡大は、オーナー山本実一・山本家の中国新聞社に対する発言力の強化をも意味した。同時に、中国新聞社経営の安定は、戦時下を反映して言論統制が強化され、新聞用紙の配給削減にともなう紙幅の減少という中国新聞が縮小する対価ともいえるものであった。

## (2) 被爆による壊滅

世界最初の被爆地広島において、その投下された1945年8月6日午前8時15分は、広島に住む者の時計を止まらせた。そして、時計が止まった時点で、広島市内に本社をかまえていた中国新聞社も例外ではなかった<sup>(5)</sup>。

1945年(昭和20年)に入ると、5月15日の東京支局に始まり、次々に、中国新聞社は、支局を空襲によって失っていった。7月1日の夜、呉市は、二時間にわたる波状攻撃の対象となり、B29戦略爆撃機から投下された焼夷弾によって呉新聞社も消失した。呉新聞は8月1日から休刊となった。この間、中国新聞社では、資材と輪転機の疎開と、防衛対策を準備していたが、後者は原爆の前で全く無力であった。

被爆した当時の中国新聞社本社は、爆心地から約1,500メートルの地点にあり、「爆発と同時に窓ガラスが全部吹き飛び、新館の外装タイルがはげて四散した。社員のひとは爆風にあおられて二階から落下した。視界は塵埃と飛散物でしばらくの間、真っ暗となった。間もなく四階倉庫にあった薬品類が発火したものとみえ、燃えながら壁を伝って落ちるものが四辺を明るくした」という状況であった<sup>(6)</sup>。

出勤途上や、本社社屋内で亡くなった者は、幹部・中堅社員合計107名にのぼり、残存社員の多くも重軽傷を負った。社屋は、外壁のみをとどめるにすぎず、輪転機を含めた設備機材もことごとく焼失した。中国新聞社は、温品に疎開していた輪転機一台と付属資材からはじめなければならなかった。原爆により、中国新聞社も壊滅的な打撃を受けたのである。

このような時のため、あらかじめ避難場所が指定されていたものの、社員があつまったのは、広島県府中町の山本実一社長邸であった。本社機能は、府中町の山本社長宅に移ることとなったのであった。

原爆投下二日後に中国新聞は、再刊したが、印刷は島根新聞社、朝日・毎日新聞関西本社および福岡日日新聞社等での代行印刷であった。中国新聞が自社印刷できるよう、中国新聞社にとって社の再建がなによりも重要なこととなった。

温品の輪転機一台と付属資材により、中国新聞社での印刷は、戦後となった8月31日付新聞から再開された。しかし、中国地方一帯を襲った枕崎台風のため、中国新聞社の復興作業も、一から出直しをせまられた。結局、広島市内の本社にもどり、改めて再建をはじめ、自社で発刊したのは、11月3日付の新聞からであった。

## 2. 中国新聞と中国新聞社の「戦後」

### (1) 戦後の中国新聞

1945年8月15日の「終戦」報道を行った中国新聞は、代行印刷であった。中国新聞社は、前記のように

原爆による壊滅状態からの再建途上にあった。

しかし、「終戦」による戦後は、日本の各新聞に、大きな変化を与えた。それは、連合国総司令部（GHQ）による、戦前・戦中における言論統制関係諸法令の廃止という「与えられた言論の自由」であり、「民主化」のためとされる新たな言論統制であった。

後者の言論統制とは、具体的に、1945年9月19日の「日本の新聞に対する編集基準（プレス・コード）」にともない施行されたGHQによる検閲である。しかし、東京五紙と違い、中国新聞に対するGHQの検閲は、掲載禁止事項が通達される事後検閲であった。事前検閲であった戦時中と違い、「占領軍の場合はプレス・コードをポンとよこしただけで案外大らかだった。ただし幅の広い解釈ができるということは、そのすれすれのところがかみにくく。結局、ちょっと控え目にするしか方法がなかった」程度のものであった<sup>(7)</sup>。むしろ、当時の編集局長系川成辰などは「公然としての検閲はなく、私のところへは具体的には何も言ってこなかった。占領軍の任務遂行、政治上の意味を除いたら、プレス・コードのいう客観報道、早く正しく、真実の報道は新聞の常識といえる。アメリカの新聞の持っているルール、事実をよく確かめてからよりよく報道する姿勢には学ぶところも多かった。私個人の気持ちでは、非常に自由な新聞を作れると思い、プレス・コード遵守の方針でやっていた」としていた<sup>(8)</sup>。一方、「夕刊ひろしま」にいた松江澄は、次のように検閲について述べている。

（前略）僕は当時、「時事解説」を頼まれてNHKに行きました。彼ら（GHQ）はあこまで出張して来ているんですよ。そして事前検閲なんです。僕が東洋工業のストライキについて触れたらね、これ消せと言うんです。声だから事前に消さないとしようがないんですよ。ところが新聞社は事後検閲ですからね。この事後検閲が本当は一番恐ろしいんですよ。自粛しなきゃならんのです。下手したら、後こっぴどくやられる。（検閲で）新聞に白い穴が開くと、占領軍が検閲しているのが分かるでしょ。だから事後検閲です。事後検閲は事前検閲より厳しいものが来るから、必要以上に自粛するんですよ。（後略）<sup>(9)</sup>

基本的に、事後検閲は、戦中期の編集局査閲班での経験を持っていた中国新聞社幹部にとって楽なものであった。この点、戦後に入社した松江の認識とは違って当然だろう。さらにいえば、戦前の経験をもつ者にとっては、「自粛」という行為も日常的ですらあった。1947年頃の中国新聞は「プレス・コードに基づき、民主新聞の作成を精神とす」との編集方針のもと<sup>(10)</sup>、渉外部長を通じて検閲情報を仕入れ、記事審査室をへて、編集幹部にまわる「自粛」システムも完備していたのである。

また、当該期、極東国際軍事裁判により、戦争犯罪と戦争責任が、マスコミにも波及していった。この状況を、中国新聞社、『中国新聞六十五年史』では、「戦争責任を痛感した新聞界では、率先して首脳部が退陣し、機構の改革と人事を刷新して、真に平和民主国家の言論報道機関としての面目をあらため、その使命達成に進むべき道を明らかにし、民主化の風潮を助長したのである」と述べていた<sup>(11)</sup>。六十五年史の内容は、以下で明らかにするように全く実態を反映させたものでなかった。

これに対して、同じ中国新聞社の八十年史では、つぎのように書かれていた。

（前略）新聞界全体としては、戦後、東久邇宮首相が述べた「全国民総ざんげすることが、わが国再建の一步であり、わが国団結の第一歩であると信ずる」（昭和二十年八月二十八日）という“一億総ざんげ”の同調者から、「国民の名」による戦争責任の追及者へ変身することによって、新聞自身の意図がどうあろうと、あらゆる責任からすり抜けたのである。本紙においては肝心の新聞が発行できないこともあって、そのあたりはあいまいなまま推移した。ただ新聞人として、表面的には再び言論・報道の自由がよみがえったことを率直に喜んだ（後略）<sup>(12)</sup>

と分析されており、結果、「戦争中の言論弾圧からの解放は、新聞人にとって言論・報道の完全な自由がよみがえったように感じられたのである。とくに、この自由は、ジャーナリストみずからの努力によって獲得したものではないだけに、それを守る責任は国民全体であるといった論調となり、新聞が国民に対して感

すべき責任の問題は素通りとなった」としている<sup>(13)</sup>。

そのうえで、昭和21年1月1日の社説を引用したうえで、「民主国家建設の希望を表明することに急で、みずからの過去を不問に付している。それは日本人の責任の構造が上下のピラミッド型で、責任を感じるのは常に上の者に対してであることに由来する。したがって戦争中の「挺身殉忠ノ大義ニ徹スベシ」という天皇に対する責任感が、戦後は占領軍に対するものに変っただけともいえる。だからこそ、占領軍の政策にみられた検閲制度を軸とする言論統制の実態は見過ごされ、与えられた言論・報道の自由を謳歌したのである」としたのであった<sup>(14)</sup>。

以上のように、多くの中国新聞記者は、原爆による惨禍からの復興が何よりも重要だと考えていた。同時にGHQによって与えられた「言論の自由」を謳歌し、自らに戦争責任が自らにふりかかるという認識はなかった。記者は、戦前よりもましな事後検閲のもとで与えられた表現の自由に浸っていたのであった。

## (2) 中国新聞社の戦後

中国新聞社では、戦中期に夕刊を休刊しており、戦後、新聞用紙の配給割り当てが終戦時の実績であったため、夕刊を出せなかった。当初、GHQは、言論の自由を一県一紙のもと、体制翼賛であった既存紙に対して、新興紙を育成する自由化の方向を模索した。このため、中国新聞社では、1946年6月1日、有限会社夕刊ひろしま新聞社を創設し、「夕刊ひろしま」を創刊した。同社は、中国新聞社から出向させた社員が中核となり、印刷も中国新聞社で行うという実質的な子会社であった。この「夕刊ひろしま」は、部数を当初の3万部から5万数千部へと伸ばし、新聞用紙の確保にも大きな役割を担ったが、組合が強力であった。「夕刊ひろしま」について組合活動の中心であった松江澄は「中国新聞社に比べラジカルだった。人数は少ないし結束しやすいし」<sup>(15)</sup>、「編集（内容）は、なんかも自由で、私が共闘委員長をしていた日鋼争議でも、夕刊を議事録の代わりに配ったんですから」<sup>(16)</sup>、と述べるようなものであった。なお、この「夕刊ひろしま」に対して、中国新聞社経営陣は、人件費の高騰・広告費収入難による赤字化と中国新聞の朝夕刊一本建て発行体制整備のため<sup>(17)</sup>、1948年12月1日に社名を有限会社夕刊中国に、新聞紙名も「夕刊中国」とした。そして、1949年10月1日に「夕刊中国新聞」として紙名を再変更したうえで、1952年10月1日、朝夕刊セット制の開始とともに、廃刊・中国新聞社が吸収している。

GHQによる民主化は、公職追放という形でも現れた。オーナーであった山本実一は、社長職を辞し、朝日新聞同様「社主」となった。かわって、山本実一と同じ養子の山本正房（山本三朗の妻クニ前夫の子で、山本籍に入る。実一・妻の信子の弟）が、社代表となった（後に山本正房も一時、公職追放の対象となった）。

1947年1月4日、公職追放令の範囲が拡大され、山本実一がその適用を受け、社を辞したのにもない、1月21日、経営陣を一新し、会社組織も合名会社から有限会社とした。一方で、同日、合名会社は合資会社として残し、山本家が新聞用紙などの資材管理を継続して行った（山本実一・正房・クニが株を保有）。すなわち、中国新聞社を有限会社とすることで責任範囲を限定し、その一方で、新聞社本来の資産である社屋、機械等を合資会社が保有し、それを有限会社中国新聞社に貸すという経営形態をつくったのである。これにより、中国新聞社に対する山本家の影響力は依然として強力なものであった。有限会社となった中国新聞社の役員は、次のようなものであった。

代表取締役は、築藤軯一と藤田忠一であった。築藤は、1940年10月5日に、理事・業務局長となって以来の幹部職員であった。一方の藤田は戦前・写真部長で、戦後、1945年11月1日には資材部長兼輸送部長、1947年3月段階・印刷部長（常務取締役）からの抜擢であった。残りの取締役も、山本正房（戦前副社長、戦後社代表）、糸川成辰（戦前・調査部長、戦後・編集局長）、陰山稔（戦前・編集局長、戦後・主筆、論説顧問）の三人は、それぞれ戦前からの幹部職員であった。福岡喜義（戦後文化部長・普及部部长）および監査役の芥川寿夫（戦後、整理部長）、山根久吉（戦前・戦後工務局次長）も、戦後の幹部職員とはいえ、山本実

一体制下の幹部職員である。唯一の例外といえるのは、八木護（戦後工務局活版部員）であるが、勤続20年以上のベテラン職員であった。しかし、実一の子である山本朗（第四代中国新聞社社長）は、有限会社時代の中国新聞社を「ものすごい民主化ですね。ほんと言え、経営者不在だよ」としている<sup>(18)</sup>。

さらに、1947年11月15日、有限会社中国新聞社は、休刊中であった呉新聞社を吸収合併し、株式会社中国新聞社となり、役員も次のように改選した。

代表取締役・築藤鞆一、取締役・山本正房、笠井明士（呉新聞社専務・中国新聞社呉支局長）、藤田忠一、糸川成辰、熊野英坤（山口支社長）、山本朗（実一・次男、総務局長）、監査役・脇本武雄（戦後・総務局局長次長）、立花義孝

上記に見られる中国新聞社役員の特徴は、各局選出の職場代表という意味合いを有するとともに、現場の責任者を兼務していたことである。さらに、同年12月1日の機構改革でも、代表取締役の築藤鞆一が依然として業務局長であり、取締役・山本正房が総務局長、常務取締役の笠井明士が呉支社長で労務担当、常務取締役の藤田忠一が印刷局長、常務取締役の糸川成辰は編集局長兼論説委員、熊野英坤が山口支社長、山本朗が審議室委員長兼論説委員であった。監査役も脇本武雄が常任監査役、立花義孝は東京支局長であった。すなわち、山本実一が公職追放の間、基本的に幹部職員で固められた役員は、現業部門を統括する立場にもあったのである。それは、経営者を不在にし、あたかも、山本実一前社長が戻ってくるのを待っているようなものであった。しかし、実一の子である山本朗（第四代中国新聞社社長）は、次のように述べていた。

（前略）一ぺん追放になって復帰してくるについちゃあ、みんないろいろあるのよねえ。もう自分らが、こうやったり、ああやったりしやうというところへ、またあの人が帰ってこんでもええじゃないかというの、みんなにあるような気がする。一生懸命復帰を考えとったのは私一人じゃったんかなあ、と思うのね。（後略）<sup>(19)</sup>

さらに、広島商工会議所の幹部、財界人などが、新聞社内部の者と呼応して中国新聞社を買収するという噂もあり、必ずしも山本実一の社長復帰が簡単にいったものではないと山本朗は証言している<sup>(20)</sup>。しかし、後述するように、組合活動が下火になるとともに、1950年に入り、追放解除となった山本実一は、同年11月3日の株主総会で代表取締役社長に復帰した。この時の役員は、次のようなものであった。

1950年11月3日の役員は、下記のようなものであった。

代表取締役社長・山本実一、専務取締役・山本正房、常務取締役・築藤鞆一、常務取締役・笠井明士、常務取締役・糸川成辰、取締役・藤田忠一、熊野英坤、山本朗、立花義孝、監査役・脇本武雄  
中国新聞社は、戦前の山本実一社長・山本正房副社長という体制に戻ったのである。

この間、従業員組合が、1946年2月3日に結成された。組合は、編集局次長の加藤新一を組合長に、笠井明士（呉支社長）、卜部清隆（文化部長）を副組合長とし、祝辞を山本実一社長が述べる存在であった。5月26日に、従業員組合を解散しても全国組織である日本新聞通信（放送）労働組合（新聞単一）に加入し、中国新聞社支部となった。その後、7月7日に規約を改正して、局長・局次長を組合員から除外したが、10月5日の「新聞ゼネスト」、1947年2月1日の「2・1ゼネスト」にも不参加を決定していた。1947年1月4日、公職追放令の範囲が拡大され、山本実一が公職追放となると、組合の性格は変わり、合資会社が所蔵していた新聞用紙の所有権をめぐる対立し、軍政部にも8月に訴状を出している（結局、結論をえないままとなった）。組合側は、合資会社の中国新聞社に対する影響力を、「公器たる新聞を個人的利益追求の手段としてしかみておらず、民主化は不可能に近い状態」であるとして山本家の影響力排除を目的の一つとしたのであった<sup>(21)</sup>。1948年1月20日の臨時大会で、組合側は、組合員から本社部長以上、支社長・支局長を除外するとともに、生産闘争委員会を設置し、経営参加主義を取り入れ、実働6時間を獲得している。この経営参加方式は、人事に関与するもので新規採用は築藤代表取締役と組合の上野（千秋）委員長が並んで行

うものであった。さらに、年末の越年資金要求闘争では、1948年12月17日から無期限ストを行い、会社側が全面的に要求を受け入れている<sup>(22)</sup>。しかし、この過程で、「部長一人ひとりに対して「お前は組合の敵か、味方か」と吊るし上げしてね。あれが部長たちを敵に回してしまった」<sup>(23)</sup>。それでも、1949年3月19日には、中国新聞、夕刊広島、同第一の三支部が統一し、全日本新聞労働組合(全新聞)広島支部を結成したのであった。労使関係の再逆転ともいべき転機が訪れたのは、日鋼争議であった。発端は、ドッチ・ラインの導入により、米軍の賠償指定工場でもあった広島の日製鋼所が、1949年6月2日、従業員2085名中、622名を解雇したことにはじまる。同年6月11日、これに対して、労働組合は、ストに突入。6月15日には、大量解雇事件に抗議する労組側と警察が衝突するという争議へと発展した。結局、この日鋼争議は、7月8日に第二組合が結成されて労組側が分裂。労組側の敗北で、7月25日に妥結した。

全新聞広島支部委員長であり、広島県労協委員長・共同闘争委員長として日鋼争議を指導していた松江澄委員長は、8月5日に同事件の証人として参加した参議院考査委員会の喚問において偽証罪で告発・起訴された。これにより、中国新聞社から休職処分とされ、中国新聞社における組合活動も分裂の方向に舵を切ることとなった。日鋼争議の敗北は、世論の批判をうけ、中国新聞社内でも、部長級を中心とする職制との対立が激化した。1949年11月11日、「夕刊ひろしま」の11人に対して解雇通告がなされ、職場集会でも解雇が認められ、実施された。さらに、松江等共産党主導の組合活動に対して批判的な新しい組合結成の動きも表面化した。結局、組合は分裂し、1950年1月11日に中国新聞労働組合が成立し、36対1で全新聞を脱退したのであった。そして、同年8月4日、松江元委員長等21名にレッドパージの通告がなされたことで、組合組織も弱体化したのであった<sup>(24)</sup>。この過程で、審議室をつくって組合対策の中心にいた山本朗は、1948年末の労使妥結後の状況について次のように感想している。

(前略) 実は、その後ずうっとそういう調子になるかなと思った。そしたら、そうでもないもんですね。われわれも、もう腹の座ったようなところができるし、組合のほうも、何だかそこまでやったら会社も潰れるんじゃないかと思ったんかどうかわかりませんが、以後は、組合の言いなりだろうと思ってたら、違うんですね。今度は、何だかちょっと遠慮したような交渉になって、だんだん元に戻っていききましたね。面白いもんですね。(後略)<sup>(25)</sup>

そして、呉の中国軍政部や、1950年4月には、GHQの意見を聞きに上京するなど、占領政策の転換を感じていた山本朗は、レッドパージについて「心おどるをおぼえた」というようなことを書いているんですが、「ああ、とうとう来たな」という感じでね」と述べている<sup>(26)</sup>。レッドパージとともに、組合による民主化としての「山本資本追放」、中国新聞社に対する戦争責任追及の動きも終息することとなったのである。

## おわりに

「中国新聞」をメディア媒体としての中国新聞と、その経営主体である中国新聞社に分けて分析を試みた。

中国新聞の戦前は、紙幅と言論統制・事前検閲によってペンが折られた時期であった。一方、戦後は、紙幅の復活と「夕刊ひろしま」の発行によって、限定されたものではあったが、「言論の自由」を謳歌したのであった。その意味で、戦前と戦後は大きく異なるものであったのである。

これに対して、中国新聞社にとっての戦前は、山本実一社長のもとで近代化をすすめて事業を拡張し、販路を拡大して、山本家の経営体制を確固たるものとしていった。しかし、戦後は、「民主化」によって当初、一県一紙という戦前の政策は踏襲されず、経営陣の「戦争責任」を問題にする方向性ももっていた。

主に中央で展開されたこのような動きに対応して、中国新聞社でも、経営陣を刷新し、中国新聞社の形態を合名会社から、有限会社・株式会社へと変えていった。しかし、その実、山本実一が公職追放となったあと、山本家の合名会社は、合資会社として中国新聞社の資材を管理し、また、大株主として、山本家の支配力を

維持したのであった。

これに対して、「民主化」は、戦後つくられた組合によって推進された。組合は、給与の引き上げと、実働6時間を獲得し、経営参画を行うまでになった。しかし、拠点の「夕刊ひろしま」の経営悪化、家族主義を標榜していた中国新聞社内職制と激しい対立を起したことに對する反発<sup>(27)</sup>、日鋼争議の敗北と、占領政策の転換等により、組合の分裂を招いていった。最終的にはレッドパージによって、組合活動自体が低調となっていったのである。

結果として朝日新聞社の村山家、河北新報社の一力家、信濃毎日新聞社の小坂家同様、中国新聞社の山本家も、オーナー・パブリッシャーとして戦前・戦後を連続して維持された。中国新聞社の経営を山本家の観点からみれば、

(前略) やっぱり親父が追放解除になって、いろいろいきさつはあるにしても、社会に復帰した、その辺で本当に戦後は終わったというかね、というような気が非常にしておるんですけどね (後略)<sup>(28)</sup>

と山本朗が述べたように、山本家の中国新聞社にとっての戦後は、占領からサンフランシスコ講和による国家として独立よりも、短く、そして早く終わったのである。

しかし、戦後、山本実一の家族主義がそのまま通じるわけもなかった。中国新聞と中国新聞社の乖離は、戦前との連続・非連続を通じて広がる可能性があった。この点は、両者が共通する体験・原爆体験によって再構築される必要があった。中国新聞・中国新聞社にとって、核被爆問題を通じて、中国新聞と山本家・中国新聞社を結びつける者として山本家の姻戚である金井利博の存在は<sup>(29)</sup>、その意味で大きかったのである<sup>(30)</sup>。

## 注記

- (1) 今西光男著『占領期の朝日新聞と戦争責任 村山長挙と緒方竹虎』朝日選書、2008年。
- (2) モニカ・ブラウ著『検閲 1945-1949 一禁じられた原爆報道一』(時事通信社、1988年) および、岩崎文人代表『GHQ占領下時代のCCD(民間検閲支隊)による検閲に関する研究』(課題番号17520116)・平成17～19年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書、2008年3月、を参照。
- (3) 現在、新聞というマスメディアをとりまく状況は、著しく厳しい。まず、第一に、若者層の活字離れによる、販売収入の減少が挙げられる。さらに、少子高齢化にともなう人口減少、新聞情報の電子化にともなう購読者減少、販売システムを支える宅配システムが担当者不足で崩壊の危機にあることなど、販売量が上昇する可能性はほとんどないといってよいだろう。実際、購読者は、50歳以上の高年齢層が主軸となっていることでもあきらかである。第二に、第一にともない広告収入が大幅に減少したことである。現在、新聞には、自社広告(広告料が入らない)が目立つようになっている。つまり、第一の状況は、広告主にとって新聞に広告を掲載する意義を喪失させているのである。反対に、広告効果という点でネット広告が拡大している。さらに、新聞側が発表する販売部数と実売数の間には、押し紙といった新聞社と代理店との特殊関係があるため、大きく乖離しているのが実情である。このような押し紙の存在は、広告主からは、無駄な広告量を支払っているといっても過言ではない。第三に、将来、福祉目的税的に消費税率がアップすれば価格が維持できないだけでなく、さらに多くの購読者が減少するであろう。他の出版事業からも批判され、現在のような大部数・高普及率を支えている再販制度が崩壊すれば、購読者を維持することは困難であろう。さらに、現在のテレビのような電波規制に依存しているシステムが崩壊し、欧米並みに多チャンネルとなり、テレビが多様な情報を発信するようになれば、新聞のみならず、メディア業界そのものの再編がおきるであろう。さらに、保護されてきた株式譲渡制度が緩和されれば、寡占的な情報網も維持できなくなると考えられる(「特集 新聞没落」『週刊ダイヤモンド』第4196号、2007年9月22日、「特集 新聞・テレビ複合不況」『週刊ダイヤモンド』第4256号、2008年12月6日、を参照)。



- (4) 山本実一は、政治的野心などなく、終始一貫新聞事業に専心したとされる。翼賛会の広島県支部協会議長に就任したのも、「時の知事故宮村才一郎氏が『これが引受けられないくらいなら、新聞社の社長も無理だろう』などといういや味タップリなすすめ文句で、強引に接衝した結果、さすがの社長も時が時だけに止むなく主義を翻し、わずか一年だけ勤められた」結果であるとされる（松浦寛次「山本社長の挿話」『山本実一追悼録』中国新聞社、1958年、118頁）。
- (5) 大佐古一郎「ヒロシマ記者の靴のあと」『文藝春秋』1953年8月号、を参照。
- (6) 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年、158頁。
- (7) 当時の「夕刊 ひろしま」編集局長内田一郎談話。中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年、175頁。
- (8) 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年、176頁。
- (9) 中国新聞労働組合50年史編集委員会編『中国新聞労働組合50年史』1997年、87頁。
- (10) 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年、319頁。
- (11) 社史編纂委員会編『中国新聞六十五年史』昭和31年、中国新聞社、248頁。
- (12) 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年、316頁。
- (13) 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年、317頁。
- (14) 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年、318頁。『中国新聞六十五年史』に比べ、『中国新聞八十年史』は、記者の戦争責任を問う視点を有している。しかし、新聞社の戦争責任については捨象されている。
- (15) 中国新聞労働組合50年史編集委員会編『中国新聞労働組合50年史』1997年、73頁。
- (16) 中国新聞労働組合50年史編集委員会編『中国新聞労働組合50年史』1997年、69頁。
- (17) 山本朗は、この「夕刊ひろしま」について「まったく経営者不在のような新聞社になっちゃって、当時本社が八千六百円ベースのところ、夕刊は一万四千元ベースで、「中国新聞」よりよほど給料水準が高いんですよ。そして借入金は何百円かあった」と述べている（「山本朗」『別冊新聞研究－聴きとりでつづる新聞史』第32号、1996年31頁）。
- (18) 「山本朗」『別冊新聞研究－聴きとりでつづる新聞史』第32号、1996年29頁。
- (19) 「山本朗」『別冊新聞研究－聴きとりでつづる新聞史』第32号、1996年29頁。
- (20) 「山本朗」『別冊新聞研究－聴きとりでつづる新聞史』第32号、1996年35頁。この情報は、山本正房が聞き込んだ話であり、「直情径行」の山本正房の思い込みかもしれないが（山本正房「ふるい思い出」『山本実一追悼録』中国新聞社、1958年、89頁）、山本朗は本当にあった話だろうとしている。
- (21) 「山本朗」『別冊新聞研究－聴きとりでつづる新聞史』第32号、1996年29頁。
- (22) 松江澄が共産党に入党したのは、この時であった（松江澄「私の昭和思想史（12）」『労研通信』No.59、1989年6月20日、13頁、松江澄関係文書）。
- (23) 中国新聞労働組合50年史編集委員会編『中国新聞労働組合50年史』1997年、84頁。
- (24) 新聞各社のレッドページは、人数的には朝日新聞社が104名と群を抜いているが、従業員数の約2%で、レッドページ全体の平均値である。これに対して、中央紙では、日本経済新聞（約3.7%）、共同通信社（約2.7%）が目立つくらいで、読売新聞は、平均値を下回る約1.5%である。これに対して、地方紙では、夕刊京都新聞の13.8%（解雇者総数11名）を筆頭に、中国新聞社も約4.7%と平均値の倍以上となっている（昭和32年8月「レッド・ページの経過並に関係資料」日本経営者団体連盟事務局、大牟田稔関係文書）。
- (25) 「山本朗」『別冊新聞研究－聴きとりでつづる新聞史』第32号、1996年32頁。
- (26) 「山本朗」『別冊新聞研究－聴きとりでつづる新聞史』第32号、1996年39頁。

- (27) 山本実一による家族主義については、山本実一「私の家族主義」『山本実一追悼録』(中国新聞社、1958年)を参照。
- (28) 「山本朗」『別冊新聞研究—聴きとりでつづる新聞史』第32号、1996年40頁。
- (29) 金井利博の妹・信子は山本朗の妻で、長女・ゆみ子は、山本利の長男一隆の妻である。
- (30) 組合の立場からも、金井利博は、「前保(照二・全日本新聞労働組合(全新聞)広島支部副書記長)この前も松江さんと話したんだけど、金井さんのことね、この人は山本家の親戚だけど。金井さんは労働運動があれだけ高揚している中で、妨害はしないけれど、反対発言を公然とやられましたね。普通だったら言えないような状態ですけど。反対もしたけど本当に良心的な人でね。仕事では原爆の問題を丹念にね。」「松江 いい男だったね。」とする存在であった。

## 【参考文献】

- 朝日新聞社レッドパージ証言録刊行委員会編『一九五〇年七月二十八日 朝日新聞社のレッドパージ証言録』晩聲社、1981年
- 新井直之著『新聞戦後史』勁草書房、1979年
- 有山輝雄著『占領期メディア史研究』柏書房、1996年
- 井川充雄「第10章 敗戦とメディア」有山輝雄他編『メディア史を学ぶ人のために』世界思想社、2004年
- 細川隆元著『実録朝日新聞』中央公論社、1958年
- 松浦総三著『占領下の言論弾圧』現代ジャーナリズム出版会、1969年
- 山本武利著『占領期メディア分析』法政大学出版会、1996年
- 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞六十五年史』中国新聞社、1956年
- 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年
- 中国新聞社史編さん室編『中国新聞百年史』中国新聞社、1992年
- 中国新聞労働組合50年史編集委員会編『中国新聞労働組合50年史』1997年